

清 監 第 42 号

令和6年10月25日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

特定非営利活動法人 清水町スポーツ協会

会長 立川 勝彦 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

指定管理者 特定非営利活動法人清水町スポーツ協会・ミズノグループ

指定管理施設 清水町体育館・清水町野球場・清水町外原テニスコート・
清水町総合運動公園

所管課 健幸づくり課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年8月31日までの指定管理業務

4 監査の実施日

令和6年10月18日

5 監査の実施場所

監査委員室 （清水町堂庭210番地の1）

清水町体育館 （清水町堂庭287番地の1）

6 監査の方法

公の施設の指定管理に関して、指定の事務等が適切に行われているか、また、指定管理に関わる事業の出納、その他の事務が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、当該指定管理者に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどに主眼を置き、出納関係帳票やその他関係書類との照合等を行ったほか、対象施設に出向いて、関係者から説明を聴取するとともに、必要に応じた現況確認を行った。

第2 指定管理施設の現況

1 施設の概要

【施設①】

- (1) 名 称 清水町体育館
- (2) 所 在 地 清水町堂庭 287 番地の 1
- (3) 敷地面積 3,636.52 m²
- (4) 施設概要
 - 1 階：トレーニング場 209.85 m²
 - 1 階：卓球場 204.75 m²
 - 1 階：剣道場 170.30 m²
 - 1 階：柔道場 217.50 m²
 - 1 階：事務室・会議室 198.04 m²
(事務室 83.67 + 25.92 m²)
(会議室 88.45 m²)
 - 2 階：競技場 1,062.00 m²
 - 3 階：観覧席 224.70 m²
- (5) そ の 他 ア) 駐車場 55 台等

【施設②】

- (1) 名 称 清水町総合運動公園
- (2) 所 在 地 清水町伏見 52 番地の 17
- (3) 敷地面積 36,830.06 m²
- (4) 施設概要
 - 多目的スポーツ広場 11,800 m²
 - テニスコート 2,600 m²
 - ゲートボールコート 2,000 m²
 - ジョギングコース 1 周 600m
- (5) そ の 他
 - ア) 駐車場 80 台
 - イ) 管理棟 1 棟
 - ウ) トイレ 2 棟
 - エ) 倉庫 3 棟
 - オ) 夜間照明施設 6 基 (20 灯 × 4 基、8 灯 × 2 基)

【施設㉔】

- (1) 名 称 清水町外原野球場
- (2) 所 在 地 清水町徳倉 2222 番地の 3
- (3) 敷地面積 11,299.60 m²
- (4) 施設概要 両翼 90m (9189.36 m²)
- (5) そ の 他 ア) 駐車場 50 台等
イ) 倉庫・トイレ 1 棟

【施設㉕】

- (1) 名 称 清水町外原テニスコート
- (2) 所 在 地 清水町徳倉 2222 番地の 6
- (3) 敷地面積 4,455.77 m²
- (4) 施設概要 砂入り人工芝コート 3 面
- (5) そ の 他 ア) 駐車場 60 台等
イ) 管理棟 1 棟
ウ) 夜間照明施設 4 基 (6 灯タイプ)

2 利用状況 ～ 令和 5 年度実績 ～

(1)清水町体育館	4,944	62,020
(2)清水町野球場	162	4,725
(3)清水町外原テニスコート	3,527	20,003
(4)清水町総合運動公園	3,422	42,417
合 計	12,055 (面)	129,165 (人)

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 指定管理の選定方法

公募

5 指定管理料

令和5年度決算額 45,104千円（消費税を含む）

令和6年度予算額 46,706千円（消費税を含む）

第3 監査の結果

1 指摘事項

公の施設の管理に係る事業運営状況、出納及びその他関連する事務、また、所管課の指定管理者に対する指導状況等について、おおむね効率的に執行されていることは認められたが、資料の一部に齟齬がみられ、円滑な審査を進めるうえでの支障となったため、今後においては、所管課と現場の統括責任者における連絡・調整を綿密に行うなど、監査に臨む体制や意識について、改善を求めたい。

なお、早急に対応を進めることが肝要な事項について、以下に意見として個別に記すので、その本旨を真摯に受け止め、改めて、指定管理者制度の意義や設置目的を認識されるとともに、関係法令に基づいて、それぞれの責務を果たし、互いに協力しあいながら、更なる成果を導いてくれるものと期待する。

2 監査意見

- (1) 監査や内部統制に際し、その妥当性を判断する基準となり、経理の基本方針、手続きや処理の方法などを規定したルールである「経理規程」、あるいはそれに準ずる手引きやマニュアル等を直ちに策定するよう要望する。
- (2) 指定管理者における会計業務については、常時、統括責任者が1人で管理しているというのが実態であるが、上記の(1)への何等かの対応が済むまでの間、少なくとも月に1回以上は預金・現金残高と帳簿との照合を複数人で行うよう早急に改善を図ること。
- (3) 所管課にあっては、必要に応じて定期的に収支関係書類の抜き取り調査を行うなど、牽制体制を確立され、指導監督の徹底に努めて欲しい。
- (4) 現代社会にあって、いわゆるSNSは利用者等への有益な情報発信・情報提供サービスとして確立されていることは言うまでもなく、他方、指定管理者の自主事業における施設の利用促進に欠かせないツールのひとつである。

もはや、SNSによる対応は、担当者の得手不得手で左右される状況下にはないことを、指定管理者にあっては組織として深く認識され、順次、積極的な対応、導入が図られるよう要望する。